第八条第七項中「次条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定少額資産の譲渡に係る輸入免税）

**第八条の二**　保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。次項において同じ。）に係るものについては、消費税を免除する。

2　前項の規定は、その課税貨物が特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものに該当するものであることにつき、当該課税貨物の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書（同法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物にあつては、同条第一項に規定する特例申告書）に次に掲げる事項を付記することにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

一　当該課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行つた特定少額資産販売事業者の第五十七条の七第四項の登録番号

二　当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

第九条第一項中「を除く」を「及び特定少額資産販売事業者を除く」に改める。

第十五条第六項中「適格請求書発行事業者」の下に「若しくは特定少額資産販売事業者」を加え、同条第十一項中「及び第五十七条」を「、第五十七条」に、「までの」を「まで及び第五十七条の七の」に改める。

第十五条の二の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第一項中「が電気通信利用役務の提供」を「が資産の譲渡等」に、「当該電気通信利用役務の提供に」を「当該資産の譲渡等に」に改め、「いう。以下この条」の下に「及び次条」を、「次項」の下に「及び同条」を加え、「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第二項中「当該電気通信利用役務の提供」を「資産の譲渡等」に改め、「第七項」の下に「及び次条」を、「同項」の下に「及び同条」を加え、同条第三項中「特定プラットフォーム事業者として」を「第一種プラットフォーム事業者として」に、「は、その」を「は、同項の」に改め、同項ただし書、同条第四項から第七項まで及び第九項から第十三項までの規定中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第十四項中「特定プラットフォーム事業者の」を「第一種プラットフォーム事業者の」に、「を除く」とあるのは「」を「及び特定少額資産販売事業者」とあるのは「、特定少額資産販売事業者」に、「特定プラットフォーム事業者を除く」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「特定プラットフォーム事業者」に改め、同条第十五項中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、「含む」の下に「。次条第十六項において同じ」を加え、同条第十六項中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの法律の適用）

**第十五条の三**　次に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について当該デジタルプラットフォームを提供するプラットフォーム事業者のうち次項の規定により国税庁長官の指定を受けた者（以下この条において「第二種プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この法律の規定を適用する。

一　国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。）

二　事業者が行う特定少額資産の譲渡

2　国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して行われる前項各号に掲げる資産の譲渡に係る対価の額のうち当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が五十億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を、同項の規定により同項各号に掲げる資産の譲渡を行つたとみなされる事業者として指定をするものとする。この場合において、当該指定は、次項の届出書の提出期限（その提出期限までに当該届出書の提出がない場合にあつては、当該指定に係る第四項の通知を発した日）から六月を経過する日の属する月の翌月の初日に、その効力を生ずる。

3　前項の規定により第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、同項の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該課税期間の末日において第二種プラットフォーム事業者である者については、この限りでない。

4　国税庁長官は、第二項の規定により第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、当該第二種プラットフォーム事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該第二種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称その他の政令で定める事項を速やかに公表しなければならない。

5　前項の通知を受けた第二種プラットフォーム事業者は、第一項の規定が適用されることとなる同項各号に掲げる資産の譲渡に係る事業者に対し、同項の規定が適用されることとなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

6　第二種プラットフォーム事業者は、第四項の規定により公表された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、変更があつた事項を速やかに公表しなければならない。

7　第二種プラットフォーム事業者は、その課税期間から当該課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間（以下この項において「第三年度の課税期間」という。）までのいずれの課税期間においても第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額（これらの課税期間のうち一年に満たない課税期間がある場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が五十億円以下である場合には、当該第三年度の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した書面をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出して、第二項の指定の解除を申請することができる。

8　国税庁長官は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る指定の解除をし、又は同項の場合に該当しないと認めるときは、その申請を却下する。

9　前項の規定により第二種プラットフォーム事業者の指定が解除された事業者は、国税庁長官が第十二項の通知を発した日の翌日から同日以後六月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き第二種プラットフォーム事業者とみなして、第一項の規定を適用する。

10　第二種プラットフォーム事業者は、第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合には、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。